

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社永楽観光バス（法人番号：8030001063639） 代表者 劉 宏岩
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県野田市中根214-22 (本社営業所) 千葉県野田市中根214-22
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和7年6月16日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(2)業務の記録保存義務違反(運輸規則第25条第2項)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社朝陽観光バス（法人番号：4030002038445） 代表者 浮舟 崇弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区大谷田4-10-9 (本社営業所) 東京都足立区大谷田4-10-9
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月20日及び令和7年5月28日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 23点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	サクラ運輸株式会社（法人番号：5030001094240） 代表者 謝 志勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県白井市平塚1931 (松戸営業所) 千葉県松戸市古ヶ崎4-3542-5
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月15日及び令和7年6月5日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	漆原 博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市古谷上6083-7M-2-204 (本社営業所) 埼玉県入間郡越生町成瀬中河内255-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第4項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月20日及び令和7年9月17日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)軽微事項に係る事業計画の事後変更届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第15条第4項)、(2)安全管理規程の設定・届出義務違反(運送法第22条の2第1項)、(3)安全統括管理者の選任届出違反(運送法第22条の2第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年11月26日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年11月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	狭山バス運輸有限公司 (法人番号：7030002033666) 代表者 伏川 真由美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県狭山市柏原448-2 (本社営業所) 埼玉県狭山市柏原448-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項
(6) 違反行為の概要	令和7年9月22日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼状況の録音記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(2)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)